

水産政策審議会資源管理分科会
第106回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第106回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和2年12月16日（水）13:02～14:07

場 所：コープビル 第3会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第346号 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について（融通の結果報告）
- ・くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりました。ただいまから第106回資源管理分科会を開会いたします。

私、本日の事務局を務めます管理調整課長の廣野です。よろしくお願いいたします。

初めに御案内ですが、本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されてございません。事務局の方でお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いします。また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、スカイプのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときは、ミュートの状態をお願いいたします。また、何かウェブの方でトラブルがございましたら、事務局の方にチャット機能等で申し出いただければ対応いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ会議出席を含めまして9名中9名の方に御出席いただいております。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

また、特別委員はウェブ会議出席を含めまして、15名中8名の方に御出席いただいております。

では、次に資料配付を確認いたします。封筒の中、もしくは既に御送付いたしておると思います。資料一覧もありますので、会議中でも構いませんので不足等ございましたら申し出いただければと思います。

報道、カメラの方はいらっしゃらないですが、ここまでいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行を山川分科会長、お願いいたします。

○山川分科会長 皆様、本日は御多用のところ御出席くださいます。ありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が1件、報告事項が2件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第

1 項の規定に基づき、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問第346号、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてということです。

事務局から、資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷でございます。

資料2-1をお願いいたします。

最初に、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

2 水管 第1904号

令和2年12月16日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第346号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和3管理年度における漁獲可能量を別紙1の通り定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、くろまぐろの漁獲可能量に関する令和3管理年度における数量の融通について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

こちらの諮問の方は、クロマグロ、ミナミマグロに関する令和3管理年度1月1日から

始まる管理年度ですけれども、これのTAC及びその配分と、あとクロマグロに関する配分数量の融通についての取扱い、これらについてお諮りするものでございます。

まず、クロマグロに関する内容につきまして、私の方から御説明をさせていただきます。

資料を1枚、表紙をめくっていただくと別紙1とございます。こちらがクロマグロ、小型魚、大型魚及びミナミマグロに関する令和3管理年度のTAC及びその配分についての告示形式の案ということで、こちらが8ページまで続いております。それぞれTACの数量と都道府県別、あるいは大臣管理漁業別の区分別の数量が書かれております。

続きまして、9ページ、別紙2になりますけれども、こちらの御説明は後でさせていただければと思います。

まず、クロマグロについての令和3管理年度の当初の配分ということで、ページで言いますと11ページ、資料2-2というものでございます。

まず11ページの下の段には、管理年度の図をお示ししてございます。

めくっていただいて、12ページ上段に、クロマグロの配分に関するくろまぐる部会での議論の過程が書かれてございまして、下段の方に、この部会の方で取りまとめられた配分の考え方のポイントが示されてございます。

基本的な考え方としては、第5管理期間以降の基礎的な配分は、基準年である2002年から2004年を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分するということと、配慮すべき事項は留保から配分ということが、まず1点。実績以外に配慮すべき事項として、混獲回避の負担、経営の依存度等を考慮して、大型魚については、管理体制が整っていない沿岸漁業等へ配慮ということ。あと資源評価に用いるデータの収集を考慮して、一部地域のひき縄漁業及び近海かつお・まぐろ漁業（はえ縄）に対して配慮をするということ。その他管理について、漁獲枠の融通の仕組みを策定するということ、これが配分の考え方のポイントとなります。

続きまして、13ページ上段の方に、令和3管理年度の配分方針をお示ししてございます。こちらは小型魚、大型魚に分けて、当初配分で対応するものと、あと漁獲量が確定した後に未利用分による繰越し等によって追加配分するものと両方を書かせていただいているものでございます。

未利用分の繰越し等に伴って行う分については、年明けの漁獲状況を見ながら、繰越しなり未利用の見通しがある程度付いた時点で、改めて具体的な方針を固めてお諮りすることとしております。

まず考え方ですけれども、小型魚は基本的に前年同ということでの配分というのが当初の考え方でございます。3月に漁期終了した時点で、繰越分については沿岸漁業への優先配分ということ。あと、瀬戸内海と隣接する海域に面する8県については、混獲管理ということで小型魚を0.1トン配分しますということでございます。

大型魚についても、当初については昨年の当初と同じということでございます。3月に沿岸の漁期が終了した時点で、繰越分については沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業に優先的に配分、これも前年と同じ扱いでございます。さらに、沿岸漁業については、各都道府県に対し、基準年である3か年に直近年、2019年までの実績を加えた5年間の最大実績まで配分するというところでございます。こちらは、昨年は直近4年間の最大実績までということでしたので、1年分その対象となる期間が増えている、伸ばしているという考え方でございます。

続きまして、混獲管理分として、一律5トン上乗せということ、こちらも前年同でございます。あと、かつお・まぐろ漁業について、データ収集のため200トン、これは当初の上乗せ配分ということでございます。

具体的な配分案でございますけれども、この13ページの下の方に行ってください、小型魚、大型魚それぞれお示しをしております。基本的に令和2管理年度、要は今漁期の当初と同じ考え方で配分でございます。数字が微妙に違っているところがございすけれども、こちらは過去の超過分の返済が終わったもの、あるいは過去の自粛分の上乗せが終わったものを調整しているというものでございます。

こちらが当初の配分の案ということでございまして、繰り返しになりますけれども、来年3月に沿岸の漁期が終了した時点で、そのときの未利用分から繰越しで、繰越しに伴う分というのを追加で配分すると、これは追ってお諮りするという形でございます。

最後の14ページになりますけれども、こちらにつきまして、前回の資源管理分科会の方に諮問してお認めいただいたかつお・まぐろ漁業の大型魚について、試験的なIQによる管理を自主的な形で実施するというに伴いまして、4月から6月、7月から12月で分けていた期間を統合して、4月から12月という形にするということでございすけれども、それに伴いまして、ここのかつお・まぐろ漁業に対する当初配分362.6トンについては、1月から3月80.0トン、7月から12月が282.6トンと、こういう形で配分をさせていただく案としてございます。

続きまして、融通の扱いに関する諮問の方に移りたいと思います。

資料の9ページ、別紙2の方にお戻りいただければと思います。

こちらは前々回、マアジ等のTACと配分を諮問した際にも同様の諮問は併せて行わせていただいたものでございますけれども、年度中の配分数量の変更につきまして、クロマグロについて、これまで当事者間の合意が整った融通については、水政審への諮問を経ずに変更を行って、事後報告で対応させていただいているところでございます。この扱いについて、次の令和3管理年度についても同様に、当事者間の合意により行う融通に伴う数量の変更については、引き続き事後報告で対応させていただきたいという内容のお諮りでございます。

私からの説明については、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

まず、クロマグロの当初配分案について御説明がありましたけれども、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

大森委員。

○大森委員 WCPFCの年次会合において増枠ができなかったこと、また、前年の台湾からの枠の移譲、これも今回はないということで本当に残念な結果であります。

今回は、このコロナウイルス感染症の影響でウェブ会議というようなこともあって、そういう影響もあったというふうに言われておりますけれども、やはり各国の往来、これがしっかりと再開されるということになれば、増枠に向けて再度各国との強力な交渉に当たっていただきたいというお願いであります。

一方で、現実的にコロナ禍がそんなに簡単に収束するのかという意味で、国際交渉での増枠の交渉が困難化するということになると、国内の枠の考え方というのが、変わらずずっと踏襲されるということになってしまうわけです。分科会で議論した状況や背景、そこ今とは、やはり明らかに私は異なってきていると思います。こういう中で、我慢に我慢を重ねてきた沿岸漁業者は、非常に不満がいろんなところで起きております。

御説明のとおり、第7管理期間の配分案というのは、以前から、このくろまぐろ部会で策定し、この資源管理分科会でも定めていった配分ルールであるということは理解しておりますけれども、先般のTACの意見交換会でも、沿岸漁業への枠の組替えなどの要望、意見、これが多数あったところであります。

については、これまで沿岸漁業者を始め努力してきた結果、枠の超過のリスクが非常に減っております。ですから、この際、国の留保枠、この考え方を今の枠の数量でいいのか、

その辺もよく検討していただいて、そういった部分を沿岸の方々に配分するというような形の検討ができないかどうかということ。

それから、これまでのくろまぐる部会でも指摘し、検討事項にもなって、一定の整理は付いたということでもありますけれども、クロマグロの経営の依存度に応じた配分の可能性、これについて再度御検討いただきたい。形態が小さいほど、1本のマグロから占める経営上の価値、これも高いものになってしまうわけですので、このことも先般のTACの意見交換会でも多数意見があったというふうに認識しております。

水産庁として、これらの意見を真摯に受け止めていただいて、経営の依存度を考慮した配分について、再検討をお願いしたいということでございます。

また、現在、積立ぷらす、また放流作業、休漁支援等を措置していただいておりますけれども、それら支援政策について、これが十分に行き渡って活用されているのか、このことも検証していただきたい。漁法や規模によって支援が受けられないという声もございません。再度、現在の支援内容で十分なのか、生活可能な漁獲枠となっているのか、検証をお願いしたいというところでもあります。

また、現状の対応として、繰越枠、また枠の融通において、地先の魚を漁獲して生活するしかない沿岸漁業へ、一層の御配慮をお願いするところでもあります。

以上をまとめますと、最初に、漁業者の意見にもあったように、そもそもの全体の枠の組替えによる沿岸の配慮、これについての御検討。また、国の留保枠の一部を沿岸に振り分けられないかというような検討。3つ目として、経営の依存度を考慮した配分の在り方を含めた今後の枠の配分の再検討、また、経営安定支援策の実効性の検証、そして現行ルールでの沿岸への特段の配慮、そういった部分について、沿岸サイドからその検討について水産庁にお願いをしたいと思います。

これは次回以降でも結構ですから、十分検証、検討していただいて、お考え方を示していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま貴重な御意見いただきましたけれども、これに関しまして、ほかの委員の方々から何か御意見等ございますでしょうか。

では、御意見いただいたということで、今後検討を進めていくというようなことでいかがでしょうか。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。ウェブから参加の方々、いかがですか。

では、ほかに特にならなければ、令和3管理年度のクロマグロの当初配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

○大森委員 私としては、よろしいとは言えないんです。ですから、そういった検証のお願いをしたというところでありますので、そこは議事録に残していただきたいと思います。

○山川分科会長 了解いたしました。では、ご意見を議事録に残して今後、検討を行うということにさせていただきます。では、今回の令和3管理年度のクロマグロの当初配分についてはこのように決定するということにさせていただきます。

では、次に、ミナミマグロの当初配分案につきまして、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 お手元の同じ今の資料の15ページを御覧いただきたいと思えます。資料2-3と右上に打ってございます。

これは、ミナミマグロに関する令和3管理年度における漁獲可能量の設定及び配分案について御説明させていただきます。

ミナミマグロにつきましては、今漁期までは、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令に基づいて、個別割当てにて管理を行っているところでございます。今年の10月に公表されました資源管理基本方針、この第1の2の(4)で、農林水産大臣は、漁獲可能量のうち、国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源(国際資源)にあつては、当該国際資源を管理する国際的な枠組みによって決定された数量とするというふうに規定されたところでございます。

また、この基本方針の第3の1の(2)と第10の規定に基づきまして、別紙2-3というところでございまして、ここで、ミナミマグロが漁獲可能量によって管理を行う特定水産資源に位置づけられているところでございます。

1枚めくって、16ページをお願いしたいと思います。

こちらは、今年の10月に開催されましたミナミマグロの保存委員会、CCSBT、これの年次会議におきまして合意された総漁獲可能量と国別割当ての一覧表でございます。2021年漁期につきましては、日本の割当量は、一番最初に日本と出ていますけれども、6,245トンというふうにされたところでございます。各国ごとにそれぞれ割当量が決められておりますけれども、日本は6,245トンで2018年から2020年漁期に引き続いて、インドネシアから21トン、南アフリカに27トン、合計48トンに移譲するということになりました。

これは表の下の※印1に書いてございます。この48トンに移譲するということから、この移譲分を除いて、日本の割当量は6,197トンということとなります。

また、実はCCSBTにおいては、繰越しが発生したときには、国別割当ての20%以内であれば次の年に繰り越した分が残った場合には、更に次の年にも繰り越すことが可能になってございます。

さらに、1枚めくっていただきまして、17ページを御覧いただきたいと思います。

これは今年6月17日に、我が国が2019年漁期の未利用枠として398トンと2020年漁期に繰り越すということをCCSBTの方に通知したレターでございます。この398トンと繰り越すということでございます。

また、15ページに2枚また戻っていただきたいんですけども、元の資料でございますけれども、この398トンについては、今回の漁期中の追加配分は行わないで2021年漁期に繰り越すということといたしまして、2021年漁期の先ほど言いました我が国の割当量6,197トン、これと未利用分の398トン、これを合わせた6,595トン、これを令和3管理年度のみなまぐろの漁獲可能量として定めるということといたしたいと考えております。

さらに、資源管理基本方針の別紙2-3で第6というところで、放流・投棄分の規定がございますけれども、この放流・投棄分の過去の実績を勘案しまして、国の留保分を26トンにした上で、残りの差し引いた6,569トン、これを大臣管理区分として配分したいというふうに考えてございます。

私の方からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ミナミマグロの当初配分案につきまして御説明がありましたけれども、ただいまの御説明について、何か質問、御意見等ございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。3点ほど。

まず1つは、国別配分のやり方は、過去の実績に基づいているのかというのが1つ目。

それから、20%までは繰り越せるそうですけれども、これは例えば今年繰り越して、来年も獲れそうにないから、再来年もパスしてとって10年ぐらい先でもオーケーなのかとか、要するに未来永劫有効なのかと、繰越分がですね、ということと。

それから、あとIQはここでは設定しないというか、どうなるのかと。今までやってきたそうですけれども。

以上3点。

○山川分科会長 石塚かつお・まぐろ漁業室長、よろしく申し上げます。

○かつお・まぐろ漁業室長 御質問ありがとうございます。

最初の国別配分については、従来の漁獲実績、割当ての実績、表でいいますと、参考の2018年から20年という右側の表でございますけれども、これに基づいて新しい3年間の漁獲割当てを配分したということでございます。

この配分については、表の一番下から2番目の非加盟国漁獲という※印3がございますけれども、ここの漁獲枠306トンということになっておりましたが、これ自体が今回ゼロトンになってございます。この306トン分を各国の過去の割当て実績、これに比例配分しそこの差引きがございます。

○資源管理部審議官 すみません。私、ミナミマグロの政府代表もやっております、今回の交渉もやっておりますので、私の方から説明させていただきます。

基本は、今、石塚が言ったように国別の割当てというのが決まっております、これをベースにすることになっているんですけれども、今回の場合は、計算してもらえば分かるので言いますけれども、若干インドネシアに手厚くなっています。それはもう交渉の過程で、インドネシアが沿岸途上国として自国の権利を主張した結果、ほかの国もある程度インドネシアに配慮すべきじゃないかなということになりまして、若干インドネシアに手厚くなっていますけれども、もともと306トンが増えるだけなので、そのうちの一部をあらかじめインドネシアに配分して、残りを漁獲割当ての比率で配分したという形になっております。

それと、20%の繰越しですけれども、さっきの紙が若干ややこしくなっているんですけれども、単純に言うと、各国の当初の割当ての2割までは翌年に繰り越しできるというのが基本になっておりまして、当然翌年に繰り越せる量は当初の2割しかできませんので、毎年2割以上漁獲枠を余らせていけば、当然ずっと次の年に繰越しができるということになっております。

それと、IQは引き続きやるということです。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 すみません。実績というのは過去3年とかいう、そういう実績なんですか。

○資源管理部審議官 昔の割当てに基づいて、割当比率というのは一応決まっているんです。日本は何%と決まっているんです。基本はそれに基づいて割り当てましょうということ

となんですけれども、ミナマガロはコンセンサスで物事を決めるので、どこかが、特に沿岸の途上国が、やっぱり沿岸途上国に配慮すべきじゃないかという話をし出すと、必ずしもその数字どおりにはいかないこともあるという。ただ、そこはもう交渉事でございますので、3年間ごとにTACを決めていますので、3年ごとにそういう交渉が行われるという、今年はその年だったということです。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 すみません。田中委員と一緒に質問すればよかったんですけれども、同じ関連なんです。

まず1つは、今、太田さんに説明いただいた日本とオーストラリアが、基本的にはこれは枠は一緒ですよ。その中で、インドネシア、南アフリカに我が方は21トン、27トン、それからオーストラリアはインドネシアに7トンと、このあたりは、やはり交渉上で、恐らく我が国がいろんな面でイニシアチブを取るとか、そういうようなことで前回は決められたのかどうかというようなことは、お答えできるような範囲であれば教えていただきたいというのが1点。

それから、先ほどの繰越しのことについて、これはWCPFC上では、こういう考え方はそもそもあるのかなのか。それから、もしないとすれば、こういった考え方を今後検討していく余地があるのかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

○資源管理部審議官 このインドネシアに21トン、南アフリカに27トンというのは、3年前の割当て交渉のときに決まったことなんですけれども、1つは我が国とインドネシア、南アフリカとの関係というのがございまして、御存じのように、インドネシアの漁船員さんがたくさん日本のはえ縄漁業に乗っていますし、オブザーバーなんかも派遣してもらっていて、非常に2国間として密接な関係にあるということ。

南アフリカは、別の話として、実は大西洋の海域で南アフリカから、ミナミビンナガの割当てをうちはもらっています。だから、要は、ギブ・アンド・テイクということで、こちらでは助けてもらっているから、こちらでは助けますよということになっていることです。

そういうこともあって、3年前の交渉のときに、インドネシアと南アフリカは沿岸途上国の権利をすごく主張して、なかなか交渉がうまくいかなかったんですけれども、最終的に日本がこういう譲渡をすることで交渉がまとまったということでございます。

それと、繰越しのところは、実はミナマガロは、答えから言うと、イエスです。この

考え方は、太平洋クロマグロにも適用されています。なぜこんなことになっているかというと、ミナミマグロは、従来、実はもっと厳しいやり方をされていて、1つ事例を挙げますと、例えば枠が1,000トンで2割繰り越しできるとした場合、1,000トンの枠に対して900トンを獲得と100トン余るわけですね。その100トンは翌年に繰り越せるわけです。ところが、ミナミマグロの場合は、翌年に繰り越した100トンというのはカウントされなくて、また1,000トンに対してどれだけ獲ったかという、例えば翌年枠は1,100なんだけれども、900トンの場合、本当は200余るんだけれども、1,000から900引いた100トンしか、また次に繰り越せないという形だったんですね。

ところが、それを数年前に変えまして、1,100から獲った分を引いた分を2割の範囲で繰り越せるという形にして、それは正に太平洋クロマグロと同じやり方でございますので、むしろミナミマグロの方が厳しかったのが太平洋クロマグロ並みになったと、数年前になったという、そういうふうに理解していただければいいと思います。

○大森委員 ありがとうございます。

では、今は太平洋クロマグロについて、現実そういう形で繰り越されている、2割という部分が若干違うけれども、ということですね。

○資源管理部審議官 はい。それと、もうちょっと言いますと、17%か20%かという話なんですけれども、ミナミマグロの場合は、いわゆる管理手続という、すごくいろんなシミュレーションをやって自動的にTACが決まるような計算式ができていて、特定のデータをそこに入ると、もう自動的にTACが計算されるような仕組みになっていて、その計算式自体が物すごく予防的な発想でやっているんです。

だから、そういう中で、2割繰り越しても全然大丈夫ですよというような計算もやっていますけれども、太平洋クロマグロの場合は、そこまでの方式にはなっていませんので、国際的な水準からいくと、17%というのは資源の状態に比べれば極めて高い数字です。

例えば大西洋クロマグロの場合は、資源が悪かったときは繰越しは一切認められませんでした。それを数年前に資源が改善してきたことを受けて、今5%まで繰越しができるようになっています。もともと太平洋クロマグロも5%の繰越しができたわけなんですけれども、それを去年増枠もできなかったということで、いろいろ頑張って17%に増やして、それが来年も認められるということでございます。

○大森委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 今、I Qが継続をするというお話を頂きましたので、I Qは多分、個船別で渡していると思いますが、例えば繰越しが発生をした場合、この20%以内ということになるのでしょうか、個船別にどのような配分をするか。全体をまた、個船別に繰越分を再配分するのか、それとも、A丸は例えば15%獲り残した場合、翌年そのA丸は15%再配分になるのか、その辺どうなんでしょうか。

○山川分科会長 石塚室長、よろしく申し上げます。

○かつお・まぐろ漁業室長 高橋委員、御質問ありがとうございます。

今回、今まで省令に基づいてI Qをやっておりましたけれども、今回は漁業法に基づいてやることになりまして、2月15日に各漁業者から割当割合の申請をしていただきます。自分の漁獲割当て、ミナミマグロの漁獲割当ての割合はどれぐらい必要かというのを農林水産大臣に申請していただきます。それに基づいて、大臣の国の方で割当割合というのを個別漁業者、船ごとに決定します。毎年の漁獲割当ての量は、割当割合掛けるその年の今回設定した漁獲可能量、これを掛け算して設定するということになります。

繰越分をどうするかということについては、毎年漁獲可能量の設定の今日のような御審議をしていただいて決めていくことになります。それに、個別の船の漁獲割当割合、これを掛け算して、その船の漁獲割当量が決まるということになります。

○高橋特別委員 簡単に言えば、総合的なトン数が決まって、それから繰越分が決まり、繰越分がここでいう398トンになりました。この398トン全体で再配分するのか、それとも個船別に再配分するのか、毎年個船別でクォーターもらっているはずですから、そうするとA丸が10トン獲り残しました、B丸は50トン獲り残しました。それが翌年に個船別に反映されるのか、それとも全体的にもう一度再配分するのか。教えてください。

○かつお・まぐろ漁業室長 今回のルールでは、全体の漁獲可能量に対して個別の船に配分するということになりますので、ある船がたくさん獲り残した、ある船はぎりぎりまで獲ったということになっても、そこは反映されないというか、リセットされるということになります。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブから参加の方々は、いかがでしょうか。

では、特にございませんようでしたら、ミナミマグロの当初配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第346号につきまして、確認のために答申書を読み上げます。

答申書

2 水 審 第 25 号

令和2年12月16日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

令和2年12月16日に開催された水産政策審議会第106回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第346号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

それでは、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 それでは、続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あるということです。

まず、太平洋クロマグロの資源管理について（融通の結果報告）につきまして、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長、魚谷でございます。

資料3-1をお願いします。

配分数量の融通の結果報告ということでございまして、資料を1枚めくっていただくと管理期間の図があり、2ページの下段と3ページの上段に10月末時点の小型魚、大型魚の漁獲の状況がそれぞれ示されております。11月末時点の状況については、現在集計中でご

ざいます。

3 ページの下段に、第 6 管理期間、当初からの数量を変えてきた経緯が載っております。一番右下に12月16日一部改正をとということで、今回御報告する分を反映した数字がこうなりますというものです。

融通の内容については、更にめぐっていただいて4 ページの上段、下段というところでございます。上段の方、11月に関係団体、都道府県間の配分の融通に関する要望調査を水産庁の方で、第4回でございますが実施をいたしまして、出てきた内容を表にまとめてございます。

小型魚の枠を減らして大型魚の枠増加を希望する大中まき。そこから下、大型魚の枠を減らして小型魚の枠を増やしたいという福井県を含む4 県からの要望。あと小型魚の漁獲枠を譲り受けたいという北海道を含む9 道府県からの要望。あと、大型魚の漁獲枠を譲り受けたいという北海道を含む8 都道県からの要望。あと、最後の欄に大中まきの方で、小型魚の漁獲枠の譲渡を申出ということになってございます。

結果でございますが、これを下段の方に示してございます。

まず、大型魚、小型魚の交換ですけれども、福井県を含む4 県の4.2トンという交換要望を大中小型まき網漁業の方で受けていただくという形になりまして、この4.2トンの交換というのが成立をしております。

続きまして、小型魚の枠を譲り受けたいという北海道を含む9 道府県の要望ですけれども、これについても大中小型まき網漁業の方で受けていただけるということで、158.9トンの小型魚を北海道を含む9 道府県に譲渡、譲渡しということが成立しております。

あと、もう1つの8 都道県からの大型魚の枠を譲り受けたいという要望については、不成立ということになっております。

今回の融通は、次のページ、5 ページの上段、下段に今回の融通前、融通後、あとその間の融通された数量について、一覧表でお示ししているものでございます。

水産庁としては、引き続きこの第6 管理期間の末、3月に向けて、今後も必要に応じて融通の促進に向けた要望の調査等、可能な限り実施をしていきたいというふうに考えております。

私からの報告は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

太平洋クロマグロの融通の結果について、大中小型まき網が都道府県側の約160トンの小

型魚の枠の譲り受け要望に応じたということですのでけれども、このことについて、ウェブ参加の谷委員から御発言なされたいことがあるということをご事前に伺っております。

谷委員、よろしくお願いいたします。

○谷委員 日本遠洋旋網漁業協同組合理事の谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大中型まき網、都道府県への枠の移譲について発言をさせていただきます。

これまでも、水産庁が仲介する都道府県との配分量の融通には積極的に協力してきましたが、本年は、枠の譲渡に協力することとしました。

本年の漁期前半は、大型クロマグロ操業時に小型の混獲が例年以上に多く、これを避けるための漁場移動を行い枠の超過を防止してまいりましたが、漁期後半の来遊状況は例年と大きく異なり、小型魚については、前年を大幅に下回る採捕となっています。

このため、本年の特異な来遊状況の中で、コロナの影響で厳しい状況にある我が国漁業全体の漁獲枠の有効利用を図るため、譲渡することとしたものです。

先般のクロマグロのTAC意見交換会では大中型まき網への様々な発言がなされましたが、大中型まき網のクロマグロ管理は、他の漁業で管理が開始される2015年よりさらに4年前から行っており、漁獲枠も、小型魚は、国全体の基準年の1/2の削減に加え大中型まき網は272トン削減されています。さらに、追加で500トンが削減され、この内250トンは大型魚に振替えられましたが、残りの250トンは国全体としての超過に備えて国の留保とされています。大型魚でも大中型まき網は、実績に基づく配分から295トン、さらに1割留保相当の285トンが削減されており、毎年、毎年、厳しい漁獲管理で枠を守っています。また、限られた漁獲枠を有効に活用するため、各海区で混獲回避のための漁場移動や自主的なIQ管理等、管理の工夫を行っているところです。

このような、大中型まき網の漁獲枠の状況について意見交換会等の場でも国から十分に説明いただくようお願いいたします。

クロマグロは大中型まき網の経営に、無くてはならない魚種であり、例えば、日本海中西部で操業する大中型まき網では6、7月の水揚のほとんどがクロマグロです。一方で、大中型まき網の経営は、東シナを主漁場とする我々の船団をはじめ、おしなべて厳しく、さらに、今年に入り、コロナ禍による需要の低迷に加え、主力であるサバの漁獲が11月までの累計で5年前の半分以下になるなど厳しい状況にあります。

新漁業法に基づくMSY水準を目指す新しい資源管理の下で、マイワシ、マアジ等の

TACは、当面は厳しく制限され、クロマグロの重要性は今後、ますます高まっていきます。

私が主漁場としている東シナ海では中国漁船の乱獲が進んでおり、このままでは中国漁船だけが自由に操業する海になることを危惧しています。そうさせないためには、我々が健全な経営を維持することが重要と自負しており、そのため、クロマグロ資源の利用も不可欠です。

クロマグロ資源の回復、WCPCFにおける増枠の確保という共通の目標に向けて、我が国の漁業全体の相互理解の上で適切な漁獲管理が行われることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

大中型まき網からの小型魚の譲渡し、それから管理の現状等につきまして御説明いただき、それから、まき網業界としてのお考え等も御意見を頂きましたけれども、ほかにこの件に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

ほかになければ、ほかのウェブ参加の委員の方々は、いかがでしょうか。

井本委員、よろしく願いいたします。

○井本特別委員 先ほどの谷委員の補足として発言をさせていただきます。私としては、地元、境港としての発言をさせていただこうと思います。

境港の6月から8月というのは、夏枯れの時期に当たりまして、クロマグロに代わるほかの魚種はございません。クロマグロは大中型まき網業界だけではなくて、荷役を始め、割裁人にあるとか卸売、仲買、流通、製氷、飲食店など地域の経済や雇用に大きく貢献しております。

漁業者は、あえて主群を外して漁獲量を抑えて、クロマグロの冷やし込みを十分に行うことで高鮮度を保つなど付加価値向上に努めております。ただ、地域の関係者が境港のクロマグロの特産化に一体となって取り組んでおりまして、境港のクロマグロは消費地でも年々評価が上がっているというふうに聞いております。

クロマグロの漁獲枠に関しましては、境港としてもクロマグロに依存しておりまして、地域一体となって特産化を図っているような状況でございます。こういった地域にも何らかの御配慮を頂ければというふうに考えておりますので、あえてこの場をお借りして発言をさせていただきます。よろしく願いいたします。

私は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

御意見いただいたということにさせていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、次の報告事項に移りたいと思いますけれども、何かございますでしょうか。

ないようですので、続いて、クロマグロの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長、魚谷でございます。

資料4-1、4-2でございます。

くろまぐろの配分、あるいは配分量の融通に関する実施要領（案）ということで、前回の分科会の報告事項で、クロマグロ以外のTAC魚種についての配分、あるいは配分数量の融通に関する実施要領について御報告をいたしました。その際に、クロマグロについては別途作成をしており、また報告させていただきますということを申し上げたかと思いません。その御報告ということでございます。

資料4-1が概要をまとめた紙でございまして、4-2が現状の実施要領そのものの案ということでございます。（案）と付いてございます。現時点では、最終的な文言の詰めを行っているという状況でございます。

かいつまんで概要について御説明いたしますと、クロマグロの配分、あるいは融通については、この趣旨（1）に書かれておりますように、資源管理法、TAC法とそれに基づく基本計画、あと、くろまぐろ部会の方で取りまとめいただいた配分の考え方、あと融通に関する実施要領、この4つに基づいて行ってきたところでございます。

改正漁業法では、もちろん漁業法、あと資源管理基本方針、あと配分の考え方は引き続きということでございますが、これに加えて実施要領というのを今回定めて配分なり融通を実施するというところでございます。

2として、定める事項とございますけれども、基本的にこれまで資源管理法に基づく基本計画、あるいは実施要領に定められていた事項のうち、改正漁業法の基本方針に記載されていない内容について、この新しい実施要領に定めるということでございます。この図に書いてあるような形で、引っ越しというか移行しているということでございまして、この基準の詳細であるとか手続、あるいは、また手続に用いる様式も含めて定めるというも

のでございます。

ということですので、内容的には基本的にこれまでを踏襲するものになってございますけれども、1点だけ修正というか改善しているところもございます。それは未利用分の繰越しにおける、融通したものの扱いということで、これまでほかの都道府県等に枠を譲渡をした場合のメリット措置ということで、それと譲渡分については、翌年への未利用分の繰越しとの関係では未利用分として扱うと。この上限の範囲内で自ら繰り越せますよという規定が資源管理法の基本計画に規定されているんですけども、この規定は、基本計画の中では、都道府県分のみを対象とした形の規定になっているというところがございます。今回、この新しい実施要領の中では、こういうメリット措置、大臣管理漁業についても適用される形の規定ぶりとしております。

1つ目の報告事項で、大中まきからの小型魚の譲渡というのがございましたけれども、大臣管理分についても、こういうメリット措置を講じることで融通の方が促進されるということを期待しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

融通措置、融通した側にメリットを加えるというのは、大変いいことだと思います。それがなくなかなか進まないのです。

これは、今のところ国がこういうイニシアチブを取って融通するルールなんですけれども、こういうルールを都道府県にも作ってもらったらいかがでしょうか。県の内部です。そういうのを作っているところに優先的に融通するとか、そうしないと、いつまでたってもちょうだい、ちょうだいという形になっちゃうので、自主的にやっている、管理しているところに優先配置をするという、そういう仕組みを考えた方がいいんじゃないかなと、ちょっと思いました。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

御意見いただいたということでよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。ウェブからの参加者の方々は、いかがですか。

特にございませんようですので、特になければ、その他に移りたいと思いますけれども、その他として何かございますでしょうか。

太田審議官、よろしくお願ひします。

○資源管理部審議官 審議官の太田でございます。

先ほどちらっと言ひましたけれども、WCPFCの年次会合が昨日終わりました、先週の水曜日から昨日の火曜日まで5日間ウェブでやりました、毎日4時間やったんですけれども、なかなかやっぱりウェブ会議で物事を決めるのは難しいなという気はしました。

ただ、先ほど大森さんもおっしゃっていたように、これがいつまで続くか分からないということなんですけれども、来年も似たような状況は続くから今年と同じようなことではないのかということではなくて、今年はクロマグロだけでなく、もう1つのWCPFCの大きな柱である熱帯マグロの管理措置も1年延長することになったわけなんですけれども、来年については、仮にテレビ会議でしかできないような状況であっても、熱帯マグロについてはしっかり進めていこうというような話になっておりますので、クロマグロについても事前の関係国への説明も含めて、テレビ会議しかできないとしても、そこは一生懸命やって、来年はテレビ会議だから物事が決められないというようなことは、もう相手には言わせないという気持ちでやっていきたいというふうに思っております。

前後しましたけれども、北委員会では決められました17%繰越しの1年延長と小型魚から大型魚の振替の規定の1年延長については、無事そのとおりに認められたということですが、その採択に当たりましては幾つかの、特に島嶼国を中心として、依然として太平洋クロマグロの資源状況は非常に低いということで、増枠というのはまだまだ早いんじゃないですかというようなことも言われておることは、お伝えしておきたいと思ひます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

何か御質問等ございますでしょうか。

では、引き続きよろしくお願ひいたします。

ほかにも、その他、ございますでしょうか。

では、特になければ、次回会合の日程について、事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

○管理調整課長 事務局でございます。

次回会合の前に、本日ちょっとウェブ参加の方の音声聞き取りにくかったところがございます。参加の谷委員、それから会場の皆様にも申し訳ないと思います。今後とも機器、ノウハウの向上に努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次回の資源管理分科会でございますが、1月下旬を目途に開催をお願ひしたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 以上で本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。